

# 循環型社会に向けたグリーンマーク

～紙リサイクルで環境にやさしい社会に～



グリーンマークは、古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として、公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマークです。

## 基本的な分別例



マークを使用するためには、当該の製品を製造または販売する者が財団法人古紙再生促進センターにグリーンマーク表示承認申請を行い、審査を受けます。

グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることですが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したものです。

古紙を原料に利用している製品には、紙や紙製品のほかに断熱材などに使用されるセルローズファイバーやペット用の敷料など、紙以外の製品もありますので、これらもマーク表示の対象となります。また、いろいろな商品の包装用に使われる段ボール箱や紙箱などは、箱の素材となる紙に古紙を利用していれば、箱自体を製品と見なしてマーク表示の対象となります。